## 議案第43号

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市立学校設置条例の一部を改 正する条例の制定について

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成21年2月3日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市区の設置等に関する条例及びさいたま市立学校設置条例の一部を改 下する条例

(さいたま市区の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市区の設置等に関する条例(平成14年さいたま市条例第66号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)		別	別表(第2条関係)		
名称	区域		名称	区域	
[略]			[略]		
見沼区	大字大谷、大和田町1丁目及び大和田町2丁目、卸町1丁目及び卸町2丁目、卸町1丁目及び卸町2丁加田屋3丁目及び加田屋2丁目、大字川柳東、片柳1丁目及び片柳2丁目、片柳東、大字上の三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		見沼区	大字大谷、大和田町1丁目及び大和田町2丁目、卸町1丁目及び卸町2丁目及び卸町2丁目及び町2丁目及び町2丁目、加田屋1丁目及び片柳1丁目の大字片柳東、大字片柳東、大字上のでは、大字には、大字には、大字には、大字には、大字には、大字には、大字には、大字に	

大字東宮下、東宮下1丁目から東宮下3丁目まで、大字東門前、大字膝子、大字深作、深作1丁目から深作5丁目まで、大字風渡野、堀崎町、大字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字御蔵、大字南中野、大字南中丸、大字宮ヶ谷塔、宮ヶ谷塔1丁目から宮ヶ谷塔4丁目まで、大字見山並びに大字山

[略]

東宮下3丁目まで、大字東門前、大字 膝子、大字深作、深作1丁目から深作 5丁目まで、大字風渡野、堀崎町、大 字丸ヶ崎、丸ヶ崎町、大字御蔵、大字 南中野、大字南中丸、大字宮ヶ谷塔、 宮ヶ谷塔1丁目から宮ヶ谷塔4丁目ま で、大字見山並びに大字山

「略]

(さいたま市立学校設置条例の一部改正)

第2条 さいたま市立学校設置条例(平成13年さいたま市条例第113号)の一部 を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を 当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前			
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)			
小学校	_小学校			
名 称 位 置	名 称 位 置			
[略]	[略]			
さいたま市立 さいたま市見沼区 <u>春岡2丁目2</u> 春岡小学校 <u>9番地1</u>	さいたま市立 さいたま市見沼区 <u>大字深作43</u> 春岡小学校 <u>38番地2</u>			
[略]	[略]			
[略]	[略]			

附則

この条例は、公布の日から施行する。